

愛媛県庁新第二別館入退館管理システム整備業務

仕様書

令和7年3月

愛媛県

目 次

1 業務概要	1
(1) 件名.....	1
(2) 目的.....	1
(3) 業務範囲.....	1
(4) 履行期間.....	1
2 システム仕様	1
(1) システム概要.....	1
(2) 機器構成.....	1
(3) 機器仕様.....	2
(4) 機能要件.....	3
(5) 非機能要件.....	4
3 セキュリティ体制構築	4
(1) 業務実施計画.....	4
(2) 納入仕様書.....	4
(3) 打合せ及び協議録.....	4
(4) スケジュール.....	5
(5) 現地施工.....	5
(6) 導入支援.....	6
(7) 自由提案.....	7
4 試験調整	7
(1) 単体試験.....	7
(2) 総合動作試験.....	7
5 成果物	7
6 特記事項	8
(1) 機密保持.....	8
(2) 権利の帰属.....	8
(3) その他.....	8

別紙1 「機能要件一覧」

別紙2 「新第二別館システムプロット図、系統図」

1 業務概要

(1) 件名

愛媛県庁新第二別館入退館管理システム整備業務（以下、「本業務」という。）

(2) 目的

本業務は、令和8年1月に完成予定である新第二別館に入退館管理システム（以下、「本システム」という。）を整備し、ICカードによる入退館管理を基本とした当該建物のセキュリティ体制を構築することを目的とする。

(3) 業務範囲

本仕様書による業務範囲は、本システムの円滑な稼働に必要なソフトウェア等の導入及び一連の作業（システム設計、現地施工、試験調整等の全般及び「2 システム仕様」を満たす機能実装）のほか、本業務に付随する一切を含むものとする。

なお、本システム運用開始以降のシステム保守業務については、別途発注予定である。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日

2 システム仕様

(1) システム概要

本システムは、管理端末、入退室制御装置、カードリーダーなどの認証端末から構成され、利用者はICカードをカードリーダーで認証し、扉やゲートの施解錠を行うことができることとする。

(2) 機器構成

本システムの構成は表1のとおりとし、機器の更新や故障時には部分的な（管理端末のみ、制御装置のみ、カードリーダーのみ）機器の入替えや修理に対応可能な機器構成とすること。

なお、納入機器については、壁面等へ取り付けるために必要な金具等も含めるとともに、1年間以上のメーカー保証を有すること。

表1 システム構成

機器名称	数量	備考
管理端末（デスクトップ型）	1台	操作卓、椅子含む
管理ソフトウェア	1式	
制御装置	1式	必要数用意

カードリーダー	127 台	
スイッチングHUB	1 式	必要数用意
非接触型 I C カード	100 枚	

(3) 機器仕様

①管理端末及び管理ソフトウェア

ア 管理端末と制御装置は同一のネットワーク上に設置され、制御装置、カードリーダーの設定や各種操作、ユーザー登録及び各種データの表示を行えること。

イ 管理端末は、サーバー、表示モニター、キーボード、マウス、プリンター及び無停電電源装置から構成されること。

ウ 管理端末は、制御装置及びカードリーダーのファームウェアをダウンロードし、更新することができること。

エ 管理端末の障害に備え、定期的にシステムデータを管理端末に接続された外部記憶装置に保存できること。故障時においては、前回バックアップした時点のシステムデータを手動でリストアできること。

オ 管理ソフトウェアは、本システムのほか、別途業務にて令和7年度内に整備することを計画している本館、第一別館、県議会議事堂（以下、「既存庁舎」という。）のセキュリティシステムへの接続が可能とし、各システム（入退館管理、鍵管理）を一元管理できること。

なお、庁舎間は庁内LAN（LGWAN）を使用する想定であるため、LGWAN回線に接続できる通信機能を有すること。

カ 想定している既存庁舎セキュリティシステム構成は表2のとおりとする。

表2 既存庁舎のシステム構成

機器名称	数量 [台]			備考
	本館	第一別館	県議会議事堂	
クライアントPC	1	—	—	
鍵管理機	1	1	1	カードリーダー付
制御装置	3	8	4	
電気錠	18	20	12	
セキュリティゲート	6	—	—	
カードリーダー	32	21	24	

※令和7年3月時点での想定数量

②制御装置

- ア カードリーダー及び施錠装置を接続し、カードリーダーからの情報と装置内部で記憶している登録データとを照合し、正しい情報であれば施錠装置を解錠することができること。
- イ 制御装置は、通電時解錠型、通電時施錠型、瞬時通電施解錠繰り返し型、瞬時通電施解錠極性反転型の電気錠及び自動ドアを制御できること。
- ウ 管理端末と接続するために Ethernet 通信機能を有すること。
- エ 管理端末、制御装置及びカードリーダー間の通信は、AES 相当の暗号化規格により暗号化を行い、通信できること。
- オ 停電やネットワーク異常時のバックアップ用としてバッテリーを内蔵し、停電後、最大約 30 分程度の自立運転ができること。
- カ 管理端末の障害又はネットワーク異常時には、制御装置においてその間のイベント履歴情報を保存できること。また、その間にカードリーダーの操作及びゲートの施解錠ができること。
- キ システム全体の健全性を一元管理するために、制御装置の自己診断機能を有すること。

③カードリーダー

- ア 非接触型 IC カードが読み取り可能であること。なお、カード種別は FeliCa を想定しており、FeliCa の IDm、鍵なしサービス、鍵ありサービス、SSFC、FCF が読み取り可能であること。
- イ 操作キーとしてファンクションキー（F1、F2、F3）ボタンを有すること。
- ウ 照合結果や電源状態を表示できること。
- エ 防塵防滴のための屋外用ボックスに収納した状態であっても認証操作ができること。
- オ 1 階正面玄関自動ドアの入館用及び退館用カードリーダーは、カードリーダースタンドに取り付けた状態であっても認証操作ができること。

④ IC カード

- ア 庁舎管理用、業者貸出用、及びゲストカードとして、IC カード（FeliCa）を 100 枚納入すること。
- イ 職員へ交付する IC カードは、職員証としても利用予定であり、別途調達予定である。

【当県職員数】約 5,600 人

(4) 機能要件

別紙 1 「機能要件一覧」で指定する機能を有するシステムであること。

なお、指定する機能を実現できない場合で、代替手段を提案できるときは、県と協議し承認を得ること。また、他システムとの連携や、利用者又はシステム運用者の利便性向上に寄与する機能等があれば追加提案すること。

(5) 非機能要件

①システムの可用性

ア 稼働時間

365日24時間稼働を可能とすること。ただし、メンテナンスに伴う計画停止等、システムを安定稼働させるためのやむを得ない停止は除く。

イ 稼働率

年間99%以上を確保すること。ただし、システムを安定稼働させるためのやむを得ない停止を除くシステム稼働時間の割合とする。

②システム運用・保守

ア 運用支援業務

- ・システムに関する各種問い合わせに対し、明確な回答を示すこと。
- ・システムの運用に必要な知識を提供すること。
- ・システムの運用が円滑に行われるよう技術指導を行うこと。

イ 障害対応業務

- ・システム障害又は機器故障が発生した場合には、県の求めに応じて障害復旧操作の指示を行うこと。
- ・県の求めに応じて、専門知識を有した技術スタッフを派遣すること。
- ・メンテナンス拠点が松山市内にあること。

③他システムとの連携

将来的な庁内の他システムとの連携を考慮し、柔軟なシステム間の連携が可能な拡張性を有したシステムとすること。なお、システム間連携には、庁内LAN（LWLAN）を利用することを想定している。

3 セキュリティ体制構築

(1) 業務実施計画

受託者は、業務着手前に業務実施計画書を提出し、県の承認を得ること。
業務実施計画書には、作業スケジュール、作業項目、実施体制等を含めること。

(2) 納入仕様書

受託者は、機器調達又は機器製作の前に納入機器リスト、仕様書及び平面プロット図・系統図を提出し、県の承認を得ること。

(3) 打合せ及び協議録

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務着手前はもとより、定期的に打合せを行い、業務の進捗状況や今後の業務に必要な事項等について協議すること。また、打合せを実施した場合は、協議録を作成し県に提出すること。

(4) スケジュール

- ①本システムの運用開始は、令和8年4月1日（予定）とする。
- ②現地施工は、令和8年2月中旬頃（予定）から機器設置を開始するものとし、事前の調査や隠ぺい配線等の必要な作業については、県と協議の上で対応を決定すること。
- ③フロア毎の施工優先順位は、入居課室の移転スケジュールを考慮の上、県と協議し決定すること。

(5) 現地施工

①共通事項

- ア 施工に当たっては、事前に現地の状況を十分把握し、他機器への影響及び事故等が発生しないよう準備しておくこと。
- イ 万が一、他の機器に損傷等を与えた場合は、直ちに県に報告及び協議を行い、受託者の負担で復旧させること。
- ウ 機器の選定、取付位置、配線経路及び適合性について、現地調査と打合せを十分に行うこと。
- エ 数量寸法は、現地にて実測の上、施工すること。

②機器設置

ア 管理端末

- ・別紙2「新第二別館システムプロット図、系統図」のとおり設置すること。
- ・詳細な設置場所については、県との協議により決定すること。

イ 制御装置

- ・別紙2「新第二別館システムプロット図、系統図」を参考に必要数を設置すること。
- ・詳細な設置場所については、県との協議により決定すること。

ウ カードリーダー

- ・別紙2「新第二別館システムプロット図、系統図」のとおり設置すること。
- ・カードリーダーの取付方法（埋込、露出等）については、現地調査及び県との協議により決定すること。
- ・屋外に設置する場合は、防塵防滴のための屋外用ボックスにカードリーダーを収納すること。
- ・正面玄関自動ドアの入館用、退館用カードリーダーは、カードリーダースタンドを床に固定の上、カードリーダーを設置すること。

③配線作業

- ア 別紙2「新第二別館システムプロット図、系統図」を参考に必要なケーブルを配線すること。
- イ 配線には、関連工事にて取り付けるケーブルラック及び空配管を使用することができる。

ウ メンテナンス性を考慮してケーブルに行先タグを取り付けること。

④関連工事との取合い

本業務の履行期間中においては、以下工事の受注者との連絡を密に行い、円滑に業務が進捗するよう工程調整等を行うこと。

なお、関連工事との施工区分は表3のとおりとする。

【関連工事】

ア 建第1号の1 県庁第二別館新築工事（エレベーター工事含む）

イ 建第1号の2 県庁第二別館新築電気設備工事

表3 施工区分

項目	本業務	関連工事 ア	関連工事 イ
機器手配、設置 (管理端末、UPS、制御装置、カードリーダー、カードリーダースタンド)	○		
機器手配、設置 (ゲート、エレベーター制御盤、自動ドア、電気錠)		○	
制御装置～カードリーダー			○
制御装置～管理端末(制御線)	○		
一次側電源分電盤 ～制御装置(電源線)	○		○
	制御装置側		
制御装置 ～電気錠・自動ドア(制御線)	○		○
制御装置 ～エレベーター制御盤(制御線)	○	○	○
	制御装置側	制御盤側	
エレベーター用カードリーダーの設置 ※カードリーダーは本業務から支給すること。		○	
エレベーターかご周辺機器の配線、結線工事		○	

(6) 導入支援

①環境設定

利用者登録や操作権限設定、電気錠の通行モードなど、県が本システムを使用する際に必要な環境設定を行うこと。なお、詳細については、県と協議の上で決定すること。

②運用方法の作成支援

県が具体的な運用手順や運用ルール等を作成する際は、専門的な知見から必要な助言や参考資料の提供等により支援を行うこと。

③操作マニュアルの作成

システム操作手順書を作成し、県のシステム運用担当者に対して操作研修を実施すること。また、利用者向けの操作手順書も作成すること。

(7) 自由提案

その他、本業務の目的を踏まえ、より効果的な手法等があれば追加提案すること。

4 試験調整

受託者は、以下に示す機器単体及びシステム全体の動作確認試験のほか、必要な試験を全て実施し、県に試験成績書を提出すること。

なお、試験項目及びその内容については、県と協議の上決定し、事前に試験要領書を提出すること。

(1) 単体試験

①外観・構造試験

②起動試験

(2) 総合動作試験

①システム全体の動作試験

②機能試験

③警報試験

5 成果物

履行期間満了までに本業務の関係書類一式を提出すること。

なお、完成図書は資料①～⑦をA4又はA3綴込みにより作成し、A4用チューブファイル等に整理の上、目次及びインデックスタブを付けて1部提出するとともに、資料①～⑧をCD-R等に格納した電子媒体1部を提出すること。

①システム設計書

②システム構成図

③プロット図、系統図

④システム運用担当者向け操作マニュアル

⑤利用者向け操作マニュアル

⑥機器仕様書（取扱説明書含む）

⑦試験成績書

⑧施工写真

6 特記事項

(1) 機密保持

本業務の実施に当たっては、愛媛県情報セキュリティポリシー及び個人情報の保護に関する法律、その他の関連法令等を遵守するとともに、これらの法令等に抵触する行為・事象が発生した場合、又はそのようなおそれがある場合には、県に報告を行い、県の指示に基づき速やかに対応すること。

また、本業務を実施する上で知り得た機密事項については、本業務のみに利用するものとし、業務期間中及び業務終了後において第三者に漏えいしてはならない。

(2) 権利の帰属

①本仕様書により作成された成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、受託者がすでに著作権を保有する著作物（パッケージソフトウェア等）を除き、完了検査の完了をもって県と受託者双方が保有すること。

②受託者は、県が認めた場合を除き、成果物に係る著作権人格権を行使しないものとする。

③第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

(3) その他

本仕様書に定めのない事項等については、県と協議の上、決定すること。